

『令和3年度税制改正大綱(12) 固定資産税他軽減措置を継続』

資産課税関連では、固定資産税等で以下の見直しや延長が行われる。

【固定資産税等】○宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3～5年度の間、一連の下落修正措置や条例減額制度等を含め、現行の仕組みが継続される。○令和3年度に限り、次の措置が講じられる。1) 宅地等(商業地等は負担水準<60%の土地、宅地等は負担水準<100%の土地)及び農地(負担水準<100%の土地)について、課税標準額を令和2年度と同額とする。2) 令和2年度に条例減額制度の適用を受けた土地に、所要の措置を講じる。○これらの改正に伴い、都市計画税の負担調整措置でも所要の改正が行われる。

【登録免許税】○次の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が2年延長される。1) 土地の売買による所有権の移転登記等 2) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等 ○相続に係る所有権の移転登記に対する免税措置について、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記を加え、期限が1年延長される。



【不動産取得税】次の軽減措置の期限が3年延長される。○宅地評価土地の取得に係る課税標準を価額の2分の1とする特例○住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例

『パート等への社会保険適用拡大 厚労省が特設サイトを開設』

2022年10月から段階的にパート・アルバイトの社会保険の義務的適用が拡大される。すでに2016年10月から、従業員数501人以上の企業で週の所定労働時間数が20時間以上の者で賃金の月額が8.8万円以上あり、1年以上継続して雇用される見込みである者(学生を除く)は社会保険の義務的適用対象となっている。2022年10月からは従業員数101人～500人の企業に適用範囲が広がる。

厚生労働省は、社会保険の適用拡大に関する特設サイトを開設し、早めの情報発信を開始した。同サイトでは社内準備を4つのステップにわけて解説している。「加入対象者の把握」、「社内周知」、「従業員とのコミュニケーション」、「書類の作成・届出」のステップごとにやるべきことが具体的に記されている。

「加入者の把握」に関しては、労働時間、賃金額、雇用見込期間などをチェックして職場の誰が対象となるかわかるようになっている。また、企業として関心が高いであろう社会保険料の事業主負担分の「かんたんシミュレーター」も設置されているので、社会保険の加入対象となる人数や対象者の平均給与月額、年間賞与額等を入力すると、おおよその事業主負担額がわかるようになっている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com